

平成 28 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 28 年 3 月 23 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人  | 2 河野清   | 3 金田敏行  |
| 4 夏目忠昭  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷勝   | 8 伊藤武   | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋浩  |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 議案第 1 号

設楽町過疎地域自立促進計画の策定について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 2 号

設楽町行政不服審査会条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号

行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号

設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例について

(総務建設委員長報告)

- 日程第5 議案第5号  
設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第9号  
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第10号  
設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第11号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第12号  
設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第10 議案第13号  
設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第11 議案第15号  
設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第18号  
設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第19号  
設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第20号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第22号  
設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 16 議案第 2 3 号  
設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 17 議案第 2 4 号  
設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 議案第 2 5 号  
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 19 要望第 1 号  
田口宝保育園の新築工事にかかる町の助成についての要望書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 20 要望第 2 号  
町道杉平横吹線上杉平から一般県道坂宇場津具設楽線杉平地内までの  
町道の新設の要望書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 21 議案第 3 5 号  
平成 2 8 年度設楽町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 22 議案第 3 6 号  
平成 2 8 年度設楽町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 23 議案第 3 7 号  
平成 2 8 年度設楽町介護保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 24 議案第 3 8 号  
平成 2 8 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 25 議案第 3 9 号  
平成 2 8 年度設楽町簡易水道等特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 26 議案第 4 0 号  
平成 2 8 年度設楽町公共下水道特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 27 議案第 4 1 号  
平成 2 8 年度設楽町農業集落排水特別会計予算  
(予算特別委員長報告)

- 日程第 28 議案第 4 2 号  
平成 2 8 年度設楽町町営バス特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 29 議案第 4 3 号  
平成 2 8 年度設楽町つく診療所特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 30 議案第 4 4 号  
平成 2 8 年度設楽町田口財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 31 議案第 4 5 号  
平成 2 8 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 32 議案第 4 6 号  
平成 2 8 年度設楽町名倉財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 33 議案第 4 7 号  
平成 2 8 年度設楽町津具財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 34 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 35 発委第 1 号  
設楽町議会の議決すべき事件を定める条例について  
(追加)
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 37 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、平成28年第1回設楽町議会定例会第3日を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、年度末何かとご多用のところ、平成28年3月議会定例会最終日に際し、全員の方々のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年も「さくら前線」がいよいよスタートし、先週19日の土曜日には福岡で開花がいち早く発表がされ、名古屋、東京など、全国各地で続々と開花宣言が報道されています。

今年は、平年よりも早く開花となる所が多いと言われておるようですが、寒の戻りなどによって気温の低い日もあり、全国的に満開や見頃の期間は例年よりも長いことが予想されています。

一方で、本町においてはまだまだであります。これから町内各地においてあざやかな桜が咲き、春の息吹を感じる季節を迎える中、いよいよ平成27年度も残すところ1週間ほどで終わろうとしています。

さて、昨日、タレントであります矢神久美さんを「設楽町交流PR大使」に委嘱をいたしました。彼女は、以前から「HAPPYしたら」への出演ですとかミュージックフェスティバルなどのイベントに協力していただいているほかに、テレビ、ラジオ等で幅広く活躍されていますので、今後もこれまでの経験を活かし、町の交流PR大使として体験、交流イベント等によって町の魅力を発信していただき、町のイメージアップに努めていただくことを期待しているところでございます。

さる3月2日に開会されました本定例会は、本日をもちまして閉会となるわけですが、22日間にわたりまして、平成28年度当初予算を始め、補正予算、条例制定・改正、農業委員会委員の同意、また過疎地域自立促進計画など、議員の皆様方には大変多くの議案について慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

また3月18日には、設楽町総合戦略策定委員の会長より「設楽町版創生総合戦略」が答申がされました。平成28年度は、地方創生総合戦略を具体的に取り組み、さらに新たなまちづくり計画を策定する重要な年でありますことから、新年度におかれましても、町政発展のため邁進してまいる所存でありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

最後に本日は、地域創生加速化事業として国から交付金の内示をいただきましたので、関係予算について一般会計補正予算(第6号)を追加上程させていただきます。

ます。議会初日の上程議案と併せまして慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会最終日の審議に先立ちまして、冒頭あいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成28年第1回定例会第3日の運営について、3月18日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、設楽町第1号から順次1件ごとに上程します。上程方法については、日程第1、議案第1号から、日程第20 要望第2号までと、日程第21、議案第35号から、日程第33、議案第47号までは一括上程します。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1、議案第1号「設楽町過疎地域自立促進計画の策定について」から日程第20、要望第2号「町道杉平横吹線上井杉平から一般県道坂尾場津具設楽線杉平地内までの町道の新設の要望書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3金田 おはようございます。平成28年第1回総務建設委員会委員長報告を行います。平成28年3月14日、午後1時40分から議場にて総務建設委員6名全員及び町長、副町長始め担当課長の出席をいただき総務建設委員会を開催いたしました。本委員会の付託事件は14件、うち、要望書を1件行いました。議案第1号「設楽町過疎地域自立促進計画案について」質疑4件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第2号「設楽町行政不服審査会条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第3号「行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第4号「設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第5号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第6号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第7号「設楽町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第8号「設

楽町議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第10号「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第11号「設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第12号「設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第13号「設楽町財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第14号「受理番号第2号、町道杉平横吹線上杉平から一般県道坂尾場津具設楽線杉平地内までの町道の新設の要望書について」を審議しました。質疑6件、討論なし、全員一致で趣旨採択に決定しました。その他はありませんでした。

議長 すみません、今委員長報告がありましたが、議案第6号、議案7号、議案8号の報告がありますが、これはもう可決済みでありますので後で訂正をさせていただきますのでよろしくお願いをします。

4 夏目 平成28年第1回文教厚生委員会委員長報告をします。3月16日水曜日、午後1時から文教厚生委員会を開催し、出席議員は6名全員でございました。執行部の方からも議長、町長、副町長以下10名が出席されました。付託事件9件を審議いたしました。審議結果を報告いたします。議案第15号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第18号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第19号「設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について」審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第20号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第22号「設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第23号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第24号「設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」審議しました。質疑2件、討

論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第 25 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。要望第 1 号「田口宝保育園の新築工事にかかる町の助成についての要望書」について審議しました。審議の結果、趣旨採択、採択、両方が出ましたので採決の結果、趣旨採択と決定いたしました。2 その他、田口地区公共下水道についての報告がありました。以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 1 号「設楽町過疎地域自立促進計画の策定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 2 号「設楽町行政不服審査会条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 3 号「行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。



(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第4号「設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第5号「設楽町職員の勤務時間休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第10号「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第11号「設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長

報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 12 号「設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 13 号「設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 多数です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 15 号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 15 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 18 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 18 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 19 号「設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 19 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 20 号「設楽町国民健康条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 20 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 22 号「設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 22 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 23 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 24 号「設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」の委

員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 24 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 25 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 25 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 要望第 1 号「田口宝保育園の新築工事にかかる町の助成についての要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。要望 1 号を採決します。採決

は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 多数です。要望第 1 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

議長 要望第2号「町道杉平横吹線上杉平から一般県道坂宇場津具設楽線杉平地内までの町道の新設の要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。要望第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。要望第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

議長 日程第21議案第35号「平成28年度設楽町一般会計予算」から、日程第33議案第47号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計予算」の13議案を一括議題とします。本案は予算特別委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

11 松下 平成28年度設楽町議会予算特別委員会委員長報告を行います。総務建設委員会所管を3月14日、文教厚生委員会所管を3月16日、両日とも11名全員出席です。付託事件13件について審議の結果を報告します。議案第35号「平成28年度設楽町一般会計予算」について審議を致しました。質疑194件、討論なし、賛成多数にて可決すべきものと決しました。議案第36号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について審議を致しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第37号「平成28年度設楽町介護保険特別会計予算」について審議を致しました。質疑5件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第38号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第39号「設楽町簡易水道等特別会計予算」については、質疑4件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第40号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計予算」については、質疑4件、討論なし、賛成多数にて可決すべきものと決しました。議案第41号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計予算」については、質疑1件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第42号「平成28年度設楽町町営バス特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案

第 43 号「平成 28 年度設楽町津具診療所特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 44 号「平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 45 号「平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 46 号「平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 47 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計予算」については、質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 35 号「平成 28 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 先ほど委員長報告では、議案第 35 号については、討論なし、賛成多数だったという結果が報告されましたが、討論はたしかあったと思います。そのことはおきまして、反対討論を行うものであります。2016 年度、一般会計予算は、町民利益に相反する次の問題点があり反対するものです。第 1 に国の悪政に対し町民の暮らしを守る防波堤になっていないことです。新年度政府予算案は、消費税増税を前提にしながら、社会保障の改悪、行政サービス公共施設等の集約化や民間委託の推進などを強めるものとなっています。町行政と予算案にはこうした社会保障の改悪や行政サービスの後退など、悪政の防波堤になるよう強く求めるものです。税と保険料が上がり、手取り収入や年金が減り、生活を脅かされている人たちに福祉策の前進を求めます。しかし、国の国保会計財政支援を保険料軽減に全額回したのは評価できるものの、国保料引き下げの町独自の予算措置はなく、介護保険料では、昨年大幅引き上げされた基準月額 5,700 円が固定化されたままです。

第 2 に、今年度予算では、福祉移送サービスが高齢者福祉タクシーと共に有料化され、また、生活道路維持費が削減されるなど、住民サービスが後退しました。子育て世代の経済負担を軽減し子育て支援を進めるうえで重要な施策として考えられる給食費無料化も見送られました。

第 3 に、その一方で財政調整基金の積立は、25 億円近くに上り、減債基金は 28 年度末には 3 億円に迫る勢いで、それにしてもどこまで積み立てれば良いのかという基準もなく、貯め込む一方で推移しています。交付税の合併算定替え終了後も、7 割が維持交付されることが明らかになっており、特別上乗せ終了に備えた積立は、当初予想した金額よりも少なくてすむようになりました。また、歴史民俗資料館の実施設費が計上されましたが、費用対効果の点で疑問です。設楽町の玄関口には、なぜ民俗資料館でなければならないのか。現在地から移転させ



なければならぬ必然性はありません。貯め込みや無駄遣いをやめて、国保料介護保険料の軽減や住民福祉の向上に使うべきではありませんか。

第4に、自治体の使命は住民の生命財産と暮らし福祉を守ることにあります。ところが、町長が示した分野別政策では、ダム関連事業と総合戦略事業が全面に出て、福祉防災などが後継に追いやられています。偶然にそういう順番になったとしても政治姿勢があらわれています。優先度を間違えていませんか。安全安心があってこそ、移住定住が実現し人口減少に歯止めがかかるのではないのでしょうか。設楽町総合戦略や、公共施設管理計画を策定する上でも、住民本位、住民福祉の増進を貫くよう要求して反対討論とします。

議長 次に、原案に賛成のものの発言を許します。

3 金田 私は、平成28年度の予算を賛成の立場から討論させていただきます。本年度予算の超目玉は、去る3月2日の定例会初日に町長から住みやすい元気のある町に、明るく希望の持てる町の実現を目指す抱負を語り、3,000人維持のために移住定住対策に取り組むとの決意を述べられました。設楽町総合戦略で謳われている若者移住定住対策予算として期限付きながら設楽町が所有している宅地を若者世帯に坪1万円という格安料金で払い下げ、また同時に若者世帯が居住する住宅建設に最大500万円の補助金を出す政策は、共に条件つきではありながら周辺自治体だけでなく幅広い関係者に大きな注目を集め、新聞やテレビ放送など報道もされ、大きな注目を集めていることは議員各員も御承知のことと思います。3月27日には、空き家見学ツアーも予定され、Iターン希望者の方々の関心の高さも感じられているとともに、この思い切った政策に大きな期待と希望を抱かせるものではありませんか。ただいまの反対討論では、財政調整基金を積み過ぎたからもっと福祉政策に予算増額を、との指摘がありました。財政調整基金は標準財政規模の10から20パーセントと言われておりますが、それは各自治体の最低限の積立目標値であり、財政規模の小さな設楽町みたいな町は20パーセントを上回ることも致し方ない事だと思われま。財政調整基金は、大きな市町、豊橋、豊川みたいな大きな町には、特に豊橋では財政規模の11パーセントと少ないながら80億9,000万、豊川では比率では23.9パーセントと少ないながら89億7,000万とやはり高額な財政調整基金を積み立てておるのが現実であります。設楽町では財政規模の69.7パーセントと高い値ではありながら、その基金は23億6,000万円で、豊橋や豊川の3分の1にも満たないのが現実であります。この点を見ても基金の比率でなく、総額で判断すればそれほど積み立てすぎたとは言えないのではないのでしょうか。28年度予算では、歳入の確保と身の丈にあった歳出構造への転換をしていくことを急務とし、財政調整基金の取り崩しに頼らない支出均衡予算へとソフトランニングしていこうとしている予算であると思えます。以上のようなことを総合的に判断し、私は本年度予算を可とします。議員各位の御判断をよろしくお願いします。

6 高森 私は、新年度予算に対して反対の立場で3点について論点を述べます。設楽

ダム関連で平成 26 年 4 月に町長の挨拶ですが、国土交通大臣のダム建設事業継続方針に基づいた本体着工向けの調査設計作業が進められる事になりましたと所信表明演説で触れておられますが、転流工予算が 54 億あまり計上されたという現段階において、こういう大きな予算が計上される折には、町長として国交省に対し、あるいは県に対し、ダムの安全性についての確認調査等の申し入れは行ったかどうか、それが疑問であります。私は設楽ダム反対であります。しかし地元の学者からダム本体建設に関して右岸左岸両方で脆弱な地質が発見され、かつ、活断層と懸念される地層もあり、結果としてダムの完成時の姿は左岸へ圧力が集中し、地下へ水が押し込まれていって、地滑りが懸念される構造になっており、ダム本体を支える山脈、岩塊が非常に小さく低い、それが設楽ダムの本体の安全性に非常に疑問を抱かせる、そういう構造になっております。それに関して町長が、この段階で申し入れを行ったかについて非常に疑問であります。新たに入ったダム転流工工事時点において、町長は、県、国交省の 3 者と話し合いの場を設けてダムの安全性をしっかりと町民に説明し、そして移転された人たちの移転に対する希望をとらないようにすべきだと思います。それに関わらず、簡単に転流工に入りましたと言うような一言だけで済みますのは、ダムによって潰される町民としては心外でございますので、ここを何としても町長が確約するような意思の申し入れをすべきだと思います。それが一言も触れられなかった事が残念でございます。

2 点でございます。第 2 点は中学校海外派遣の事業 2,000 万でございますが、これはいつも言うように、町自主財政が 6 億円に満たない現況において、これからどんどん少子化により田口高校が統廃合になるという危機にさらされている現状を考え、中高一貫教育の延長として、田口高校魅力アッププラン、そういうものと連動した事業として、中学生海外派遣を中学、高校の両方にわたって展開する、そういう事業展開も考えたような町の支援策を通すべきではありますが、それに関しては今までどおり 20 年間だったらと同じ事をやっておりますが、そろそろ事業の転換を図るべきだと思います。

第 3 点がさっき同僚議員も言いましたように、歴史民俗資料館の建設でございます。私も 16 億と言いましたが、相対で田口線それから道の駅含めて 16 億、この中にもし許されればもう少し民俗資料館本体にたくさん予算を計上して、少なくとも郷土館よりは立派な大きなものを造るそういう風な収蔵能力、展示能力が可能な施設を展開すべきだと思いますが、どうも道の駅に頼りすぎている感じでこれは開館してからすぐにメルトダウンしそうな気がする施設だと思います。以上 3 点を持ってこの予算に関しては設楽町の前途がかかっているに関わらず、細々したダム関連予算で終始しているその姿を出して危惧の念を感じまして反対と致します。

4 夏目 私は、平成 28 年度一般会計予算賛成の立場で討論を行います。まず、中学校海外派遣事業でございますが、これにつきましてはアメリカの方にそれぞれ派遣された結果を各中学性から報告を受けておりますが、相当有意義なる報告があ

り、なおかつ、両親、家族の方もそれに対して相当満足しておられますので、これにつきまして、私は現状では継続を望みます。それから財政調整基金について申し上げます。平成 27 年度末、設楽町地方債現在高は 53 億 9,349 万円でございます。約 54 億です。この中には、普通交付税の方で元利償還金の 75 パーセントを普通交付税で補てんするものから事業補正で 35 から 45 パーセント計上するものまでありますが、普通交付税の補てんの残額、すなわち 75 パーセントや事業補正はありますが、だいたい 50 パーセントとしまして、また普通交付税の普通の家庭の感覚から判断すれば借金残額の半額くらいの貯金は確保したいと思っております。従いまして、国は、標準財政規模の約 10 パーセントの財政調整基金の確保と言っておりますが、これは健全財政を確保するための最低限の目安であり、それ以上の確保が望まれます。標準財政規模の 10 パーセントは 25 決算統計で 3 億 4,255 万円、借金の半分と言うことになれば 27 億円、そして財政調整基金の 26 年度末現在高は 23 億 6,108 万円、プラス減債基金現在高は 5,512 万円、設楽町は従来より財政調整基金で財政の調整と減債の目的、この 2 つを持たせてきたため、財政調整基金が多額となっておりますが、近年減債基金を設置されました。財政調整基金と減債基金の合計額は 24 億 1600 万円、これは 25 年決算の時点です。地方債現在高の約半額 27 億円には満たっていません。すなわちまだ 3 億ほど地方債の方が上回っておると、こういう現状でございまして、将来に亘って健全財政を見通して町民の福祉であってそのための準備資金が必要だと考えております。設楽町は他市町村と比較しても福祉政策は十分に充実していると思っております。その内容を盛り込んだ当初予算全体を否定することは、今まで福祉政策を自立させるため努力されてきました議員の思いにそぐわないものと考えます。もし当初予算の一部内容が不服ならば、地方自治法第 97 条 2 項の予算修正にて対すべきだと私は考えております。それからもう 1 点、田口宝保育園園舎新築工事の補助金について申し上げます。予算特別委員会の議論の中で、社会福祉法人宝保育園園舎新築補助金の批判についてありましたので、宝保育園の立場からも討論いたします。社会福祉法人は一律ではございません。老人福祉施設の方は利用料金につきましては施設の華美によって利用料金の差異が設ける事ができ、なおかつ利益を得ることができます。保育の場合には保育は国によって一律に定められておりまして、公立も私立も一緒でございます。保育料金も一度町に納められ、これは私立の方ですけども国の基準計算によって公立も私立も同様の計算結果により、保育措置がそれぞれ公立も私立も交付されます。公立の保育所は全て使い切ることができますが、私立は複式簿記会計のため措置費の中から施設の減価償却引当金を積み立てる事が義務づけられております。人件費等を削ることによる経営努力によって宝保育園は数十年かかって 2,400 万円を積み立ててきました。かつ、田口財産区にお願いし 1,000 万円を拠出頂いております。公立保育所ではこのような努力はありません。新築建物は私立保育園のものだとする議論ですが、耐用年数を仮に 30 年とした場合には、30 年未満に社会福祉法人を解消すれば補助金

等にかかる予算の執行の適正化に関する法律により補助金を返還しなければならず、国、町の補助金も同様でございます。30年以降は減価償却によってその価値は1割未満となり、取り壊し費用の方が高くなり、その昔、津具や名倉の私立保育所と同様、町に移管し公設保育所となる道を歩くことと以外にはありません。社会福祉法人には何も残らないのであります。老人福祉施設とは違いまして、保育施設は利益を上げることができないシステムになっております。社会福祉法人という1つのテーブルの中で老人福祉施設や保育の施設を論じる事につきましては、大きな誤解を生じます。すなわち保育の社会福祉法人につきましては、利益を上げることができないシステムになっているということです。公立保育園が2,400万の積立金をこれは用意したでしょうか。また名倉清嶺地区財産区が1,000万円の町立保育所建設のために用意したでしょうか。すなわち、私立保育園だからといって何ら利益を得る方法がありません。逆に公立保育園より経営努力により町に貢献していると思われまします。このことを強調し、親御さんからお預かりした子供の保育に情熱を燃やしている現場、宝保育園の立場に立って、園舎建築補助金要望の現状を説明し、このような補助金が計上されている当初予算を賛成の立場で可とします。それから28年度は、設楽町が総合戦略、これが稼働します。住民組織が立ち上がり官民共同の政策を軌道に乗せるためにも、平成28年度当初予算を可決させるべく私の討論とします。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第35号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 多数です。議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第36号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めまします。これで討論を終わります。議案第36号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第37号「平成28年度設楽町介護保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 37 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 38 号「平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 38 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 39 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 39 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 40 号「平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 公共下水道の特別会計について反対の立場で討論致します。2 点まず申し上げます。1 点目は、町の予算編成の基本的な考え方、持続可能な経営体であるために、歳入の確保と身の丈にあった歳出構造への転換が謳われていることと相反していると思います。LCC ライフサイクルコスト低減の考え方で本年度予算編成したと読み取れます。また、昨日発表の設楽町公共施設マネジメント白書案にも人口推移を考慮した公共施設の総量の検討が必要とあります。国もあげて県もあげて町も

あげてこのように LCC ライフサイクルコスト低減の考え方で財政を運営しているところ、この、本公共下水道事業については、ライフサイクルコストが高くつくのではないかと、何十年後かのコストシミュレーションを示してくれということ、12月議会でも申し上げましたし、もっと前の時にも身の丈にあった施設とは言えないということ、御指摘申し上げましたが、先のことは分からないなどとする無責任な答弁があったり、コストシミュレーションを示さないという自治体経営としてはありえない現状を鑑みますと、どうしてもこの事業は良い事業だとは思えないのです。良い事業ならコストシミュレーションもすると思います。特に町長はダム事業において町民の幸せを担保するようなもの、ということ、様々な助成を、補助をとってきていると思いますが、この公共下水道事業については、全く住民の幸せに寄与するとは思えません。特に、30年40年後の若者たち、移住してきてくださいねと、若者たちに来てくれって言っている自治体にしては、これは大変無責任な現状だ、というふうな点を指摘します。

それから2つ目は住民に十分な説明責任を果たしていないのではないかという点です。この間住民の賛成が80パーセントだったという資料を出して頂きましたが、個々の方々を聞いてみますと、この住民説明会に参加された方の中にも、今賛成しないと後では全部自費でやれと脅迫されているような気持ちになったと。本当のところ良くわからないのだけれど、とりあえず希望しますと言うところに丸を打つしかなかった、という声も届いておりますし、それから高齢者のため、いってもようわからんし夜のことなので説明聞きに行かなかった、というような方々もありますので、これは住民に対してほんとに幸せになりますよってことの説明責任を果たしていないと思います。特に高齢者の方については、今ここに住んでいないご子息たちとの十分なコミュニケーションを図らないまま、とりあえずまあ役場の言うことなので、ということ、賛成したという声もありますので、もっと建設ありきではなくて、本当にうちの持続可能な経営体であるために十分なシミュレーションをしてからこの事業を立ち上げて頂きたいと思ひまして反対の討論と致します。

- 4 夏目 私は、本予算賛成の立場で討論致します。まず第1に設楽町の負担について申し上げますと平成26年9月議会で、私が一般質問しましたが、県下流域8割負担、これは町営合併浄化槽には適用されません。公共下水道の方には8割負担は適用されます。当時の工事費35億円で試算した結果、公共下水道施設の町負担額は、過疎債の普通交付税参入率75パーセントを勘案したあと、どの程度かという質問に対して一般財源の投入額は35億円に対して4,000万円で済むと、こういうことです。町営合併浄化槽施設につきましては、8割負担はございませんが、過疎債などを借りた後でも町の一般財源負担は4億8,000万円ということ、でございます。将来人口は減少されることは予想されますが、ただ現在、これからは個人の合併浄化槽の補助金がなくなり、公共下水道かまたは公営の合併浄化槽か、この2者選択しかございません。したがって現状ではこういう財政の比較においても、町の負担額は確実に、公共下水道の方がよろしいということになっております。それから

住民負担について申し上げます。公共下水道の耐用年数は50年、加入分担金は個人敷地内工事、これは1回のみでありまして、なおかつ分担金の徴収も1回だけで済みます。もし公共下水道ができれば、くみ取りもありませんし臭いもなくなり虫の発生もありません。加えて鹿島川の大腸菌群数も50以下となり清流となります。宅内排水設備工事助成金も新設され10万までは助成されます。また維持管理費も年約1万1000円程浄化槽より安価という結果も出ております。町営合併浄化槽の耐用年数は27年、加入分担金は27年の更新ごとに、例えば54年それから81年と何回でも徴収されます。それから個人敷地内工事もやはり27年、54年、81年とそれぞれに古くなった場合には掘り起こしをして再度埋め立てるという工事も必要になってきます。各家庭の方で意見を聞いて見ますと家が建っている以上これをまた掘り起こして再度埋め戻すなどまっぴらごめんだという意見も相当ございます。そういうこともありまして工事が1回で済む公共下水道の方がより有利ということになります。なお合併浄化槽につきましては、くみ取り年に1回あり臭いもあり虫も発生し、鹿島川の浄化も下水道施設に比較しまして60パーセントと大腸菌群は低下しません。それから、公共ます意向調査結果ですけれども27年に実施したこの調査結果は、69.46パーセントの世帯が公共ます設置を希望しています。しかし約70パーセントの世帯です。しかしながら、これは自分の家が自分の家ではない、借り家であるとか公営住宅並びに経営移住宅に入っている、それから県職員の方の萩平のそれぞれの住宅に入っているというものも含んでおりますので、これを除きますと約81パーセントの世帯が賛成という結果が出ております。当初加入規模としましては、私は予想以上の好結果だと思っております。これからも加入希望は増え続けるものと推測され、住民個人負担、設楽町の負担、住民意向結果、どれをとっても公共下水道を推進しろとの住民意向と判断できます。従いまして本予算を可決すべく討論と致します。以上です。

2 河野 私は金田議員のお話賛同するというので発言します。田口公共下水道については、田口地区の住民の意向が最大限に尊重されるということで、その意向になんら異議を申し上げるものではありませんけれども、勧誘の内容を見ますとやっぱり今入らないと後では非常に損をするというような誘導的な仕組みになっておりまして、必ずしも本当に賛成しているのかなという気が致します。今回は公共ますまでの設置に賛成かということだと思っておりますが、それはあの賛成すれば町の全額負担ということであるわけですから、そこまでは一応賛成するということが予想されます。実際にそこから自宅に繋げるかどうか、また別の話でありまして本当にそこまで80何パーセントの方々が繋げるのかどうかちょっと疑問に思います。その他にそういった加入者の少ないことによる町全体の下水道の財政が圧迫される、ひいては町民全体の下水道料金の上昇ということは危惧されますのでその点についても心配であります。

それからもう1つ浄化センターの建設場所を見に行っただのですが、ここが1番適切なのか非常に疑問に思いました。地盤が大変緩いようなところに見受けましたし、

処理水を排水する川が非常に細い沢のようなところで、そこに排水を流し込むということが、その下流に与える影響は現状を思うと大変心配に思いました。そのへんはこれからやるということでしたが、そういうことでは今賛成するというふうにはならないと思っております。

9 山口 賛成の立場から討論させていただきます。何を言われて反対されておるのか意味が分かりません。津具のあのきれいな川は現在農業集落排水のおかげで大変きれいになっております。蛸も戻ってまいりました。地域の環境というのは、やはりこれは政治が守るべき事ではないかとそのように思っております。その地域の方から他地域の下水に反対と大変心外な討論でありましたので、悲しく感じました。また田口地区の公共下水につきましては、津具の公共下水、もちろん町村が違いましたので名倉の集落排水より先に田口地区に下水を作ろうという話が浮かび上がっております。当時は、ここは市街地でありますので補助がつかないという中で、ちょうどダムの建設工事等の要請がありましたので、それに町の人も議員もまた町の執行部の皆さんも、何とか格安に町民に負担をかけずに町の衛生環境を良くしたいという思いから盛り上がった話であると私は思っております。また津具、名倉、清嶺地区に比べまして、田口地区には川がございませぬ。夏目議員御指摘のとおりあの鹿島川は生活排水路であり、川という代物でなくなってしまうました。そのような劣悪な環境の鹿島川の汚染を何とかしてほしいという声もずっと上がっております。その抜本的な改革としてダム完成と同時に下水道事業が、町民のために田口地区に住んでいる住民のために発案された事業であり、それが町民に迷惑だと財政がどうのという問題では私はないと思っております。これは政治がしっかりと町民の環境衛生をしっかりと守り、そして毛細血管のように流れております生活排水路の衛生管理をし、色々な病原の予防、また蚊の駆除等々、含まれる色々な環境を整える大変な大事な事業だと思っております。でありますので下流のこの期に 80 パーセント以上の補助をいただける、町の投資も少なく済む、そしてまた完成後にかかります経費につきましても水源基金から応用ができると先を見た町民の為の事業であると思っておりますので賛成を致します。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 40 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 多数です。議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 41 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。



(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 41 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 42 号「平成 28 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 42 号について採決し

ます。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 43 号「平成 28 年度設楽町津具診療所特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 43 号について採決し

ます。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 44 号「平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 44 号について採決し

ます。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 45 号「平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 45 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 46 号「平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 46 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 47 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 47 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第 34「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告を願います。

9 山口 設楽ダム対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。お手元に委員会報告書を配布してございますので御参照頂きたいと思っております。3月17日に6名全員出席の下、設楽ダム工事事務所長を始め説明職員の皆さん、また、豊川水系対策

本部事務局長を始め説明職員の皆さん、そして町執行機関の皆さんの出席の下、委員会を開催致しました。審査案件と致しましては、設楽ダム建設事業、関連事業における平成 27 年度の進捗状況と平成 28 年度の事業予定について、そして同様、愛知県設楽ダム関連事業出張所より同議題で説明を受けました。設楽ダム事業について設楽ダム工事事務所長より御挨拶をいただいた後、2 件の進捗状況と 2 件の事業予定の説明をいただきました。そして愛知県設楽ダム関連事務事業出張所より水系の所長より御挨拶をいただいた後、11 件の進捗状況の説明を受け、意見交換を致しました。3 月委員会から新規の説明として、町の関係分の説明も町執行部に要請を致しました。この件につきましては、急速に事業が国県町とも関連して進んでまいります。その中の国県町が、ばらばらに進捗していくのではなくて、国県町それぞれの事業の整合性が、これからは十分必要であるという中で、町の進捗状況また町の予定等も踏まえて国県町の整合性を図っていききたい。また、統一した流れの中で特別委員会も掌握していききたいというのが狙いでございます。そして町からは企画ダム対策課より記載の通り 2 件の進捗状況また今後の予定を説明して頂き、それぞれの内容を協議致しました。そして、また 3 月より新規としまして委員会の提案議題を出したいということで、委員会より水没地域内の伐採木の現況処理状況と今後の活用方法についてを、国土交通省に通告をさせて頂きました。これにつきましては、平成 20 年度以降、国土交通省を中心に水没の地域内の木材または道路に関する木材の多量にわたる伐採が想定されておりまして、その有効利用をどのようにしていくかという検討会が開かれておりました。それが政権交代により結論をまとめることなくちょっと曖昧になってしまいました結果、私はまとまってないんじゃないか、説明を受けていないんじゃないかと受け取っておりましたので、国交省にその件についてを提案を致しました。ここに記載しております 3 件の説明を受けまして、国交省につきましても、やはり地域と共に木材のバイオマスまた有効利用については、国が中心になっていく問題でないかと思えますし、町の主体性を多いに期待し協力は惜しまないというお答えをいただいております。以上このような新規の企画を 2 件入れまして、有意義な意見交換また委員会ができましたことを報告させて頂きます。

---

議長 日程第 35 発委第 1 号「設楽町議会の議決すべき事件を定める条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

8 伊藤 「設楽町議会の議決すべき事件を定める条例について」上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに設楽町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。提案理由は設楽町総合計画の基本構想策定など当町の重要事項について議決事件に位置づけるため制定するものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。発委第 1 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発委第1号について採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第36「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より設楽町議会管理規則第75条の規定によりお手元にお配りを致しました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって議会運営委員長の申し出のとおり閉会中に継続調査をすることに決定を致しました。

---

議長 日程第37「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より設楽町議会会議規則第75条の規定によりお手元にお配りをしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって設楽ダム対策特別委員長の申し出の通り閉会中に継続調査をすることに決定を致しました。

---

議長 日程第38 議案第48号平成27年度設楽町一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第48号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」平成27年度設楽町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算に総額に歳入歳出それぞれ1,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,088万3,000円とする。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成28年3月23日提出、設楽町長横山光明。

2枚ほどはねていただきますと、先ほど申し上げました第2表の繰越明許費があります。第2款の総務費、第1項の総務管理費、事業名として地域と連携した魅力創造発信事業と致しまして1,520万円を翌年度に繰り越すということで繰越明許費の処分をさせて頂くものでございます。次に説明書の歳入の方を説明させて頂きます。3ページの方に歳入が載っております。これにつきましては国のほうから地方創生の加速化交付金が3月の18日に交付の内示がございました。交付金をいただきまして地域創生戦略を進めていくという内容で交付金を受けられるものでございます。1,340万円を受けられるものでございます。続きまして歳出でございます。4ページの方に第2款第1項第5目と致しまして、企画開発費これの報酬と委託料の補正をさせて頂くものでございます。報酬につきましては非常勤の職員報酬としまして、地域創生のアドバイザー、名古屋大学の高野先生を想定してございます。144万円の補正をお願いしたいと思います。それから委託料につきましては移住専用のホームページの作成の委託が200万円、それから名古屋大学に地域創生の協働研究委託という形で1,158万円を補正させていただきます。先ほど歳入の説明を致しました交付金として1,340万円が歳入されますので一般財源として162万円をこの事業にあわせて充当するという内容でございます。一般財源が162万円、増額となりましたので次の第12款諸支出金の第1項第1目の積立金のところで、財政調整基金の一般積立金を162万円調整減額させていただいて歳入歳出の調整をさせていただくという内容でございます。この事業につきましては、先ほども申し上げましたように28年度に繰り越して使用をするという内容で補正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第48号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。平成 28 年第 1 回設楽町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 45 分